

仕 様 書

I 業務概要

1 業務名：四国森林管理局 庁舎昇降機設備 保守点検業務 2基

2 履行場所：高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号 四国森林管理局

3 履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務仕様

- (1) 本業務は、関係法令、契約条項及び仕様書に基づくほか、施設管理担当者の指示により、すべて誠実に履行するものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」によるものとする。
- (3) 本仕様書及び「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」に定めがない事項は、施設管理担当者との協議するものとする。
- (4) 本仕様は、点検を主業務とするPOG契約に係る仕様である。

5 対象機種仕様

(1) 設置機種

東芝エレベータ株式会社製 ロープ式エレベーター（MRレス） 2基

- ・用途：乗用
- ・最大定員：11人
- ・定格速度：60m／分
- ・停止箇所：6停止所
- ・付加仕様（車椅子兼用）2基のうち片側1基

(2) 付加装置

- ・火災時管制運転装置
- ・P波付地震時管制運転装置（リスタート付き）
- ・停電時自動着床装置
- ・オートアナウンス
- ・トスビームドアセンサー

(3) その他設備

- ・遮煙乗り場ドア

(4) 設置年月

- ・平成22年11月

(5) 取扱説明書等

- ・対象機種に係る取扱説明書（運行管理編、保守・点検編）は、必要に応じて貸与する。

II 共通仕様

1 業務関係図書

緊急対応連絡表を作成し、作業着手前までに、施設管理担当者の承認を得るものとする。

2 業務の報告

- (1) 受注者は、業務終了後速やかに報告書等を作成し、施設管理担当者に提出するものとする。
- (2) 点検、検査結果等において、各種法令等で定める基準値等に適合しない場合には、その原因を推定して報告するものとする。
- (3) 業務実施時に異常箇所又は衛生上の問題箇所を認めた場合は、施設管理担当者に速やかに通知するとともに、その改善策を書面で通知するものとする。

3 業務責任者

業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって施設管理担当者に通知するものとする。

- ①氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証（写）、受注者との雇用関係を証明する書類。
- ②業務責任者に変更があった場合。

4 業務担当者

業務の実施に先立ち、業務担当者を選任し、次の事項について書面をもって施設管理担当者に通知するものとする。

- ①氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証（写）、受注者との雇用関係を証明する書類
- ②業務担当者に変更があった場合。

5 法定資格者等の選任

業務の遂行に関し、必要な資格を有する者を派遣するものとする。

6 業務条件

業務は、原則、平日の執務時間中（8時15分から17時00分まで）に支障がないように実施するものとする。ただし、閉庁日に作業を実施する場合等は、事前に施設管理担当者と協議するものとする。

7 危険防止の措置

業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。

8 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物については、収集、運搬、廃棄処分等を関係法令に従い、受注者の負担で適切に処理等を行うものとする。

9 担当者等の立会い

業務責任者は、業務終了後、施設管理担当者の立会いを求めるものとする。ただし、施設管理担当者があらかじめ承諾したときは、立会いによらず、写真、記録等により

速やかに確認を受けるものとする。

なお、下記事項の立会等については、施設管理担当者に協力するものとする。

- (1) 官公署の検査
- (2) 甲が実施する自主的保全調査及び検査
- (3) 甲が別途発注した設備、環境保全作業
- (4) その他甲が立会いを求めた場合

10 官公署等に対する報告等

業務に対する官公署その他への報告等は、関係法令等に従い、受注者において速やかに行うものとする。

Ⅲ 特記仕様

1 定期点検等

- (1) 昇降機機器全般を点検し、必要に応じて清掃、給油及び簡易な調整を行うこと。
- (2) 点検作業に必要な下記の消耗品及び消耗材料は、受注者が負担すること。
 - ・動力回路の接触器主接点及び補助支点
 - ・リード線、ヒューズ類（受電盤用、制御盤用）
 - ・階床選択器の可働接点及びテープクリーナー
 - ・カーボン刷子
 - ・蛍光管、電球（エレベーター、小荷物専用昇降機かご室内照明、信号用、表示用とする）
 - ・コム、非常停止釦のアクリルカバー
 - ・油脂類（各種潤滑油、各種潤滑油脂）
（油脂類のうち、ギヤオイル及び油圧用作動油は通常消耗分とする）
 - ・ウエス
- (3) 本業務に係る次のものは、受注者が負担すること。
 - ・業務の実施に伴い発生する汚物、廃棄物の処理に要する費用
 - ・文具等の事務消耗品、コピー代
 - ・報告書等の用紙及び記録ファイル並びに写真
 - ・専用電話回線の加入権及び電話料金
 - ・その他業務実施に必要な用品等
- (4) 定期点検の内容は別紙様式1「エレベーターの点検内容」及び別紙様式2「付加装置・付加仕様点検内容」のとおりとする。
- (5) エレベーターの運行状態を監視するための遠隔監視装置を設置し、常時運行状態を監視することも可能とする。但し、異常が見受けられた場合には、直ちに異常の内容確認をし、適切に対応しなければならない。

なお、この場合は、毎月定期的に機器及び運行機能を点検するものとする。

2 年次検査

- 国土交通大臣の認定する昇降機検査資格者等による機械装置の細部調査、計測を年1回以上実施し、計測データを含め調査結果を報告するものとする。
- なお、調査結果等の特定行政庁に報告する事務を含むものとする。

3 緊急点検

乙は、次の事態が発生し、施設管理担当者または四国森林管理局長が必要と判断した場合、速やかに機器及び運行機能を点検するものとする。

- (1) 四国内で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 施設内で火災が発生した場合